

目次

定款	3
第一章 総則	3
第二章 目的及び事業	3
第三章 会員	3
第四章 総会	4
第五章 役員及び直前理事長・顧問	6
第六章 理事会	7
第七章 例会及び委員会	8
第八章 資産及び会計	8
第九章 管理	9
第十章 情報の開示及び個人情報の保護	9
第十一章 定款の変更及び解散	9
附則	10
諸規程	11
【運営規程】	11
第一章 総則	11
第二章 例会	11
第三章 正副理事長会議	11
第四章 理事会	12
第五章 委員会及び室	12
第六章 プロジェクトチーム	13
【会員資格規程】	14
第一章 総則	14
第二章 会員、顧問	14
第三章 入会	15
第四章 入会金、会費の納入	16
第五章 除名	16
第六章 休会・退会・再入会・交替	17
【役員選任規程】	18
第一章 総則	18
第二章 選挙管理委員会	18
第三章 理事長選挙	18
第四章 役員選考委員会	19
第五章 選挙による理事の推薦	20
第六章 指名による理事の推薦	21
第七章 監事の選出	22
第八章 通知・報告・承認	22
第九章 役員の補充選任	22
【出席規程】	23
第一章 総則	23
第二章 出席	23
【庶務規程】	25
第一章 総則	25
第二章 事務局	25
第三章 慶弔	25

第四章 旅費	26
【褒賞規程】	27
【基金運用規程】	28
第一章 総則	28
第二章 運用	28
【会計処理規程】	29
第一章 総則	29
第二章 勘定及び帳簿	29
第三章 予算	30
第四章 出納	30
第五章 固定資産	31
第六章 物品	31
第七章 決算	32
【献血友の会規程】	33
【災害時等の運営規程】	34
第一章 総則	34
第二章 災害対策室	34
第三章 災害対策本部	34
附則	35

一般社団法人京丹後青年会議所 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人京丹後青年会議所（英文名 Kyotango Junior Chamber Incorporated）（以下、「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を京都府京丹後市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会議所は、京丹後市の政治、経済、社会、教育、文化、観光、福祉等に関する諸問題について研究、審議、提言及び実施を行うとともに、会員の連携と指導力の啓発に努めることにより、地域社会及び地域経済並びに国家の発展を図ることを目的とする。
2 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

(事業)

第4条 本会議所は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
(1) 政治、経済、社会、教育、文化、観光、福祉等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
(2) 国や地域を牽引する人材を育成推進する事業
(3) 未来を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心、道徳心を育む事業
(4) 住民・行政に対し、問題点を調査・研究・提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
(5) 国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通じ、國の在り方と国際貢献を学び、国際的な発展に寄与する事業
(6) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
(7) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所、その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
(8) その他本会議所の目的達成に必要な事業

第三章 会員

(会員の構成員)

第5条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

20歳以上40歳未満の品格ある青年で、所定の手続きを経て、理事会において入会を承認された者。但し、第38条に規定する事業年度中に40歳に達した場合にあっては、当該年度中は正会員としての資格を有する

(2) 特別会員

制限年齢に達した正会員のうち、理事会において入会を承認された者

(3) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認された者

(4) 名誉会員

本会議所に功労のある者で、理事会において入会を承認された者

(会員の資格の取得)

第6条 本会議所の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の総正会員の4分の3以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合には、その総会の会日の10日前までにその会員に対し、その旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会議所の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき

(3) 会費を6箇月以上納入しないとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 破産手続き開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判

(4) 除名

(拠出金品等の不返還)

第11条 資格を喪失した会員は、既に納入した会費その他の拠出金品及び本会議所の資産に対して、いかなる請求もできない。

第四章 総会

(種類)

第12条 本会議所の総会は、定時通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、毎事業年度終了後3箇月以内に開催される定時通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が開催の必要を議決したとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、開催の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集する通知を発しなくてはならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長又は総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) その他法令で定められた事項
- 2 議事録には、理事長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第五章 役員及び直前理事長・顧問

(役員の設置)

- 第21条 本会議所に、次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上14名以内
 - (2) 監事1名
- 2 理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事は、本会議所の正会員でなければならない。
- 5 監事は、本会議所の正会員又は特別会員でなければならない。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事長を補佐し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。
- (1) 理事の職務執行を監査すること
 - (2) 理事及び使用人に対して業務の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること
 - (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
 - (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の電磁的記録その他の資料を調査すること

(7) 前号の場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第26条 監事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長・顧問)

第28条 本会議所に直前理事長を1名置き、顧問を若干名置くことができる。

2 直前理事長は前年度の理事長が就任するものとする。

3 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、本会議所の運営に関する事項について、理事会の求めに応じ、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

(報酬等)

第29条 役員、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

第六章 理事会

(構成)

第30条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 直前理事長は理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、理事会の求めに応じ、理事長の諮問に対し意見を述べることができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会議所の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 総会から委任された事項

(5) 諸規定の制定

(招集)

第32条 理事会は、毎月1回以上理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事が必要と認めたときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。この場合において理事長は、請求があった日から5日以内に、その日から14日以内を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。但し、理事長が出席しなかつた場合においては、出席した理事と監事が記名押印する。

第七章 例会及び委員会

(例会)

- 第35条 本会議所は、毎月1回以上例会を開く。
- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

- 第36条 本会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査、研究、審議し、実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

- 第37条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 2 委員長は理事のうちから理事長が、委員は正会員のうちから委員長がそれぞれ任命し、いずれも理事会の承認を得なければならない。
- 3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第八章 資産及び会計

(事業年度)

- 第38条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 本会議所の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

(資産)

第41条 本会議所の経費は資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第42条 本会議所が資金の借り入れをしようとするときは、短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第九章 管理

(事務局)

第43条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には所要の職員を置くことができる。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(提出)

第45条 理事長は、事業年度終了後、3箇月以内に第40条第1項第1号及び第2号の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第十章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報の開示)

第46条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。
2 情報開示に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告)

第48条 本会議所の公告は、電子公告による。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第十一章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第51条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の代表理事は三木健徳とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成25年10月1日 制定
平成26年8月18日 改定
令和4年3月22日 改定
令和4年8月31日 改定

一般社団法人京丹後青年会議所 諸規程

【運営規程】

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、その事業推進を図るため組織運営等に関する細部について定める。

第二章 例会

(開催日)

第2条 例会は原則として毎月1回22日に開催する。但し、開催日については理事会の議決により変更することができる。

(運営の承認)

第3条 例会の運営については、原則として前月の理事会において承認を受けなければならぬ。

第三章 正副理事長会議

(構成)

第4条 本会議所の正副理事長会議は、理事長、直前理事長、副理事長、及び専務理事をもって構成する。但し、理事長が必要と認めた理事を当該年度に限り構成員とすることができる。

2 監事及び顧問と正副理事長会議で認められた会員は、正副理事長会議に出席して意見を述べることができる。

(召集)

第5条 正副理事長会議は、毎月1回以上理事長がこれを召集する。

2 理事長は定例正副理事長会議を原則として毎月5日に召集する。

(議長)

第6条 正副理事長会議の議長は、理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第7条 正副理事長会議は、その構成員の4分の3以上の出席により成立しその議決は原則として出席構成員の総意をもってなす。

(議決事項)

第8条 正副理事長会議は、次の事項を協議及び審議し処理する。

(1) 理事会に提出する議案

(2) その他必要と認められた事項

(議案の議決)

第9条 正副理事長会議に提出する議案は理事長が定める。但し、正副理事長会議の構成員が緊急の議案を提出することを妨げない。

第四章 理事会

(招集)

第11条 理事長は定例理事会を原則として毎月12日に招集する。

2 委員長を兼任する理事が理事会に欠席するときは、当該委員会の中で委員長が指名した者が理事会に出席し、その職務を代行しなければならない。但し、議決権を有しない。

(議決事項)

第12条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び例会の招集並びに総会に提出すべき議案
- (2) 事業の立案及びその運営に関する事項
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 例会の運営に関する事項
- (5) 委員会において協議された事項
- (6) 会員の入会及び除名に関する事項（特別会員、賛助会員、名誉会員を含む）
- (7) 借入金及び寄附に関する事項
- (8) 諸規程の設定、変更及び廃止
- (9) 役員選任に関する事項
- (10) 褒賞に関する事項
- (11) 協賛、後援等に関する事項
- (12) 人事及び給与報酬に関する事項
- (13) その他本会議所の運営に必要な事項

(議案の議決)

第13条 理事会に提出する議案は正副理事長会議を経たものに限る。但し、緊急並びに重要事項は理事長議決とする。

(議決事項の執行)

第14条 理事長は理事会において議決された事項についてその具体的細目を定めこれを執行する。

(理事長の報告義務)

第15条 理事長は、次の事項を理事会に報告しなければならない。但し、他の理事に報告を代行させることができる。

- (1) 前回理事会より当該理事会までの会務状況
- (2) 理事会において決定した事項の執行状況
- (3) 日本青年会議所、地区協議会、京都ブロック協議会の活動状況
- (4) その他必要と認められた事項

(議事録)

第16条 理事会の議事録は、原則として担当する委員会又は事務局が遅滞なく作成しなければならない。

2 前項の議事録は原則として次回の理事会で承認を得なければならない。

第五章 委員会及び室

(委員会及び室の設置)

第17条 本会議所に委員会を設置する。但し、必要のあるときは理事会の議決により当該年度のみ特別委員会を設置することができる。

2 理事長の諮問機関として企画室等を設置することができる。

(委員会及び室の種類)

第18条 委員会及び室の名称とその職分、委員会及び室の数は理事会の議決により決定する。

(委員会及び室の構成)

第19条 委員会は委員長1名、副委員長1名又は2名及び委員若干名をもって構成する。但し、必要があるときは運営幹事1名を置くことができる。

2 室は室長1名とする。但し、副室長及び室員若干名を置くことができる。

3 委員会及び室の構成は理事会の承認を受けなければならない。

(副委員長の任命)

第20条 副委員長は、理事長が委員長と協議の上、理事会の承認を得て任命する。

(委員長の任務)

第21条 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

(副委員長の任務)

第22条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の招集)

第23条 委員長は、委員会を原則として毎月1回以上招集する。但し、理事長、担当副理事長及び委員長が必要と認めたとき、又委員の過半数の請求があったときは、委員長は速やかに委員会を招集しなければならない。

(協議決定)

第24条 委員会は構成員の2分の1以上の出席により成立しその議事は出席委員の過半数をもって決定する。

(報告)

第25条 委員長は委員会開催の都度、協議内容の議事録を作成し、担当副理事長に提出しなければならない。

2 委員会が事業を開催した場合は事業報告を作成し、担当副理事長に提出しなければならない。

(オブザーバー出席)

第26条 理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事及び顧問は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員長は第1項以外の正会員の出席を求め、意見を聞くことができる。

第六章 プロジェクトチーム

(設置)

第27条 理事長は理事会の承認を得て、前第17条に定める委員会及び室のほかにプロジェクトチームを設け委員会で処理できない問題を担当させることができる。

(解散)

第28条 プロジェクトチームはその担当する事項を処理し、又は設置の目的が消滅したときは理事会の議決により解散する。

平成25年10月1日 制定

【会員資格規程】

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、本会議所の会員資格に関する事項について定める。

第二章 会員、顧問

(会員)

第2条 本会議所の会員は、定款に定めのあるものほか、その他の規則を厳守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(正会員)

第3条 定款第5条(1)の有資格者で、本会議所活動を遂行できる条件を具備した者。

2 正会員は、定款に定めのあるものほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享受する。

(特別会員)

第4条 定款第5条(2)の有資格者。

2 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

(賛助会員)

第5条 定款第5条(3)の有資格者で、その会員資格は1年限りとする。但し、再任は妨げない。

2 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並び選挙権を有しない。

(名誉会員)

第6条 定款第5条(4)の有資格者で、正会員及び特別会員を除く本会議所の設立発展に功労のあった者。

2 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並び選挙権を有しない。

(顧問)

第7条 正会員の資格の有無を問わず、本会議所の活動に対して適切な指導、又は助言を与える者で、原則として任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2 顧問は、特別顧問若干名と財政顧問及び法政顧問1名とする。

3 特別顧問は、本会議所の理事長経験者から、理事長が推薦し、理事会の承認を得て、選任される者とする

4 財政顧問は公認会計士及び法人の会計に詳しい者を理事長が推薦し理事会の承認を得て選任されるものとする。

5 法政顧問は法律及び規則に詳しい者を理事長が推薦し理事会の承認を得て選任されるものとする。

第三章 入会

(入会資格者)

第8条 京丹後市に多様に関わる20歳以上、原則として38歳未満の品格ある青年で、会議所活動を遂行できる条件を具備した者。但し、既に他の青年会議所の会員である者は資格を有しない。

(推薦者の資格)

第9条 正会員として1年間以上経過した者。

2 被推薦者に対して1年間出席、会費納入のほか、正会員としての義務遂行について連帯保証のできる者。

(被推薦者の条件)

第10条 被推薦者になるためには推薦者の資格を有する者、2名以上の推薦を受けなければならない。

(入会手続)

第11条 入会手続きは次の通りとする。

- (1) 推薦者は入会を担当する委員会に署名捺印をした推薦書を提出しなければならない。なお、受け付けは随時とする
- (2) 受け付けた推薦書について入会を担当する委員長並びに同委員会で推薦者と面接し、被推薦者の資格等について綿密な調査を行う
- (3) 入会を担当する委員会は調査の後、理事会に報告する
- (4) 担当委員会は被推薦者について文書をもって正会員に通知する。なお、異議申し立て期間は7日間とする
- (5) 前号期間内に、正会員よりその推薦者の入会に対し、異議申し立てがあった場合、理事長、入会を担当する委員長並びに同委員会が審査する
- (6) 異議申し立て期間内に異議申し立てがあった場合、異議申し立て期間終了後に入会を担当する委員長は、第5号の結果を正会員に報告する
- (7) 異議申し立て期間終了後、入会の意思のある被推薦者は、本会議所が開く説明会に参加しなければならない
- (8) 説明会に出席した被推薦者で入会の意志のある者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない
- (9) 理事長は入会申込書の提出者を理事会に報告し承認を受けなければならぬ
- (10) 前号の承認をもって、正会員の資格を得るものとする
- (11) 担当の委員会は前号の結果を正会員に報告する
- (12) 理事長は入会者にJCバッジ・正会員認定証及び必要書類を手渡さなければならない
- (13) 正会員の資格を得た者は、入会金及び会費を入会月より納入しなければならない
- (14) 入会後は入会を担当する委員会が指導し、理事長は入会後3ヶ月以内に委員会所属を理事会に報告する

(特別会員の入会手続)

第14条 定款第5条(2)の有資格者は特別の意志表示がない限り、理事会の承認を得て特別会員となる。

(賛助会員の入会手続)

第15条 定款第5条(3)の有資格者で賛助会員を希望する者は、所定の入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認により入会することができる。但し、会費を納入しないときは退会とする。

(名誉会員の入会手続)

第16条 定款第5条(4)の有資格者で理事会の推薦を受けた者は、名誉会員になることができる。

第四章 入会金、会費の納入

(入会金・会費)

第17条 正会員の入会金及び会員の会費は次の通りとする。

(1) 入会金	正会員	金 20,000円
	特別会員	不要
	賛助会員	不要
	名誉会員	不要
(2) 会費	正会員	金 120,000円 (年額) 入会初年度は、入会月より月額 金 10,000円とする
	特別会員	卒業年度の正会員会費相当額 (終身会員) 一括若しくは10分の1を10年間
	賛助会員	金 50,000円 (年額)
	名誉会員	不要
(3) 特別会費		周年事業及び公益社団法人日本青年会議所の事業に必要な場合は、特別会費を徴収することができる。

2 会費の納入については次の通りとする。

- (1) 正会員の会費は一括納入若しくは3期の分納とし、分納の場合は毎年1月末日、4月末日、7月末日までに納入しなければならない
- (2) 特別会員の会費は一括納入若しくは10年の分納とし、分納の場合は毎年1年分の1を納入しなければならない

第五章 除名

(理事会への報告)

第18条 定款第9条に定める行為のあったときは、総務を担当する委員会が実情を調査して、理事会に報告する。

(当該会員への報告)

第19条 会費等を納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い、理事会に報告しなければならない。

- 2 例会及び委員会に対して、各々の欠席が連續3回に及んだ正会員の所属委員長及び会員を担当する理事は、正会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は、理事会に報告する。
- 3 役員の場合は、例会及び委員会に理事会を加えて前項と同様の取り扱いを理事長がする。

(退会・除名の勧告)

第20条 前3条の勧告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、退会を勧告すること又は除名決議することができる。

第六章 休会・退会・再入会・交替

(休会)

- 第21条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間欠席を余儀なくされるときは休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。尚、休会中の会費は免除とする。
- 2 休会の適用は原則1月1日からとするが、怪我又は妊娠及び出産といった身体的な理由による場合や倒産、失業といった経済的な理由による場合については、理事会の承認を得て年度途中から休会を適用することができる。その場合、会費は休会が承認された月から免除とする。
- 3 休会期間中は事業への出席権・表決権・選挙権・被選挙権は有しない。
- 4 休会の期間は1ヶ年以内とする。但し、理事会の承認を得てその期間を延長することができる。

(退会)

- 第22条 会員の都合により退会を希望する者は、当該年度の会費を納入して退会届を理事長に提出しなければならない。

(再入会)

- 第23条 正会員が長期の病気、長期の不在などの理由により退会し、その事由の解消により再入会を希望する場合は、理事会の承認を得て正会員として入会できる。
- 2 前項に該当する入会者からは、入会金を徴収しない。

(交替)

- 第24条 正会員が勤務する事業所において、転勤その他の理由により当該正会員が引き続き本会議所での活動ができなくなった場合は、当該事業所から後任として有資格者を入会させることができる。
- 2 後任入会者の入会金、会費等の取り扱いは、前任者が継続して在籍しているものとして取り扱う。
- 3 後任入会者は本規程によるすべての手続きを得て正会員になるものとする。

平成25年10月1日 制定
令和4年3月22日 改定

【役員選任規程】

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、次年度の役員（理事長・副理事長・専務理事・理事・監事）の選任方法を定めたものである。

(決定)

第2条 次年度の役員は総会において、その承認を得てこれを決定する。

第二章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の管理及び執行の機関として、選挙管理委員会を置く。

(構成)

第4条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員1名の計2名とし、委員長は原則として当該年度理事長とする。委員は正会員の中から、理事長が理事会の承認を得て毎年6月30日までに指名により選出する。

- 2 委員が理事長選挙に立候補した場合は、選挙管理委員会委員を辞退しなければならない。
- 3 委員に欠員が生じたとき、その補充は第1項に準じ理事長がこれを指名する。

(任期)

第5条 選挙管理委員会の任期は、次年度役員の選任承認にかかる総会の終結のときまでとする。

(委員長)

第6条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関して責を任ずる。

(議決)

第7条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意をもってこれを議決する。

第三章 理事長選挙

(理事長選挙の選挙権)

第8条 次年度理事長選挙は、当該年度の理事によってこれを行う。

(告示)

第9条 選挙管理委員会は、理事会の定める所定の期日までに正会員に立候補の届け出期限及び投票日を告示しなければならない。

(立候補)

第10条 正会員は、次年度理事長予定者として立候補することができる。但し、次の各号を満たしていなければならない。

- (1) 本会議所の副理事長、専務理事又は監事の経験者
- (2) 次年度に正会員の資格を有する者

- 2 立候補する正会員は、正会員2名以上の推薦書を添付して、届け出期限までに選挙管理委員会まで書面をもって立候補届を提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、氏名、JC活動経歴を記載しなければならない。

(理事長選挙)

- 第11条 前条により立候補届を提出した者を候補者として、選挙管理委員会は、届け出期限後候補者の資格審査を行い、その資格が正しければ、速やかに候補者氏名を告示する。この告示は、投票日3日前までに行う。
- 2 立候補者が1名の場合は、前項による資格審査を経て次年度理事長として確定する。

(投票)

- 第12条 投票は有権者1名につき1票とし、届け出通知候補につき単記無記名をもって郵送により行う。郵送は普通郵便によるものとし、投票日までの消印のあるものと有効とする。
- 2 開票の結果、最高得票者をもって当選者とする。但し、最高得票数が投票数の過半数に満たない場合は、理事会において決選投票を行う。
- 3 その他、得票の有効、無効は選挙管理委員会に一任する。

(開票)

- 第13条 開票は、選挙管理委員会及び現在の監事立ち会いの上、これを行わなければならぬ。

(公示)

- 第14条 選挙管理委員会は、本規程により選出された次年度理事長予定者の氏名を正会員に、速やかに公示する。
- 2 公示期間は10日間とし、公示期間の経過とともに次年度理事長予定者として確定する。
- 3 公示期間内に正会員より、選挙管理委員会に書面をもって異議申し立てがなされ、異議申立人の数が正会員総数の過半数に達するときは、理事長予定者は失格となる。

第四章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

- 第15条 次年度理事長予定者が確定後、次年度理事及び監事の選出のため役員選考委員会を設置する。

(構成)

- 第16条 役員選考委員会は、委員長1名、委員8名の計9名とし、委員長は原則として当該年度直前理事長とする。
- 2 委員のうち3名は、当該年度理事長及び専務理事、次年度理事長予定者とする。
- 3 前号のほか5名は、正会員による直接選挙により選出する。但し、前号の次年度理事長予定者と専務理事が同一人である場合は、6名を選出する。

(選挙権)

- 第17条 正会員は役員選考委員の選挙権を有する。

(被選挙権)

- 第18条 当該年度直前理事長、理事長、専務理事及び次年度理事長予定者を除く正会員は、役員選考委員の被選挙権を有する。

(選挙人・被選挙人名簿)

- 第19条 選挙管理委員会は正会員の資格を調査し、選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、7月30日までに5日間本会議所に備え付けて、正会員の縦覧に供しなければならない。

(名簿の交付)

第20条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前までに到着するよう、有権者に交付若しくは送付しなければならない。かつ、このときまでに選出された次年度理事長予定者の氏名を有権者に通知することを要する。

(投票方法)

第21条 投票は有権者1名につき1票とする。選挙すべき委員の数だけ連記し、無記名をもって郵送により行う。選挙すべき委員の数より多く記載されたものは無効とする。郵送は普通郵便によるものとし、投票日までの消印のあるものを有効とする。その他、投票の有効無効は選挙管理委員会に一任する。

(開票)

第22条 開票については、第13条を準用する。

(委員の決定)

第23条 得票多数の上位者より順次役員選考委員とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合には、正会員歴の長い順により順位を定める。
2 委員に欠員が生じたときは、得票数の順位により次点者を繰り上げ補填するものとする。

(通知)

第24条 選挙管理委員会は、役員選考委員が確定したときは、遅滞なく役員選考委員の氏名を正会員に通知しなければならない。

(任期)

第25条 役員選考委員会の任期は、次年度役員の選任承認にかかる総会の終結のときまでとする。

(委員長)

第26条 委員長は、役員選考委員会の議事を整理し、委員会を代表して運営及び執行に関して責を任ずる。

(議決)

第27条 役員選考委員会の議事は、全委員の総意をもってこれを議決する。

第五章 選挙による理事の推薦

(理事の推薦)

第28条 次年度理事（理事長を除く。）のうち6月30日現在の正会員数の10%（整数）の理事は正会員の直接選挙により理事候補者を選出し、役員選考委員会に推薦する。

(選挙権)

第29条 正会員は理事候補者の選挙権を有する。

(被選挙権)

第30条 正会員は理事候補者の被選挙権を有する。但し、6月30日現在下記に掲げる者は除く。

- (1) 本年度を含む過去2ヶ年において、連續して役員の位置にある者
- (2) 次年度理事長予定者に選出された者
- (3) 次年度において正会員の資格なき者

(選挙人・被選挙人名簿)

第31条 選挙管理委員会は正会員の資格を調査し、選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、7月30日までに5日間本会議所に備え付けて、正会員の縦覧に供しなければならない。

(異議申し立て)

第32条 前条名簿に脱漏又は誤記載があった場合は、当該有権者において縦覧期間に理由を記載した文書をもって、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。異議申し立てがあった場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加、あるいは、更正を異議申立日より5日以内にこれをなし、かつ、遅滞なくその決定を告知しなければならない。但し、縦覧期間経過後の異議申し立ては認めない。

(推薦者名簿の交付)

第33条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前までに到着するよう、有権者に交付若しくは送付しなければならない。

(投票方法)

第34条 投票は有権者1名につき1票とする。選挙すべき理事の数だけ連記し、無記名をもって郵送により行う。選挙すべき理事の数より多く記載されたものは無効とする。郵送は普通郵便によるものとし、投票日までの消印のあるものを有効とする。その他、投票の有効無効は選挙管理委員会に一任する。

(開票)

第35条 開票については、第13条を準用する。

(推薦の決定)

第36条 得票多数の上位者より順次理事候補者とし、下位に同数得票があつて順位定まる場合には、選挙管理委員会及び監事の立ち会いの上、当該得票者の当選順位を当該年度理事長がクジを引いて決定する。

(通知)

第37条 選挙管理委員会は、理事候補者が確定したときは、遅滞なく理事候補者の氏名を役員選考委員会及び正会員に通知しなければならない。

第六章 指名による理事の推薦

(理事の指名選出及び被指名人)

第38条 次年度理事長予定者は、前章に定める理事選挙により、理事候補者が確定した日から7日以内に残りの理事候補者を指名により役員選考委員会に推薦する。但し、下記に掲げる者は、被指名人となり得ない。

- (1) 第五章に定める理事選挙によって理事候補者として推薦された者
- (2) 次年度において正会員の資格なき者

(副理事長・専務理事の推薦)

第39条 次年度理事長予定者は、前条の理事の指名推薦後直ちに選挙により推薦された理事候補者及び指名により推薦された理事候補者の中から、次年度の副理事長3名以内、専務理事1名を指名により役員選考委員会に推薦する。

(次年度理事の報告)

第40条 役員選考委員会は、選挙により推薦された理事候補者及び指名により推薦された理事候補者の中から次年度理事予定者を選出し、その氏名を当該年度中に開催される総会の前までに理事会に通知しなければならない。

第七章 監事の選出

(選出)

- 第41条 役員選考委員会は、次年度監事予定者 1名以上を選出し公示する。公示については第14条を準用する。
- 2 次年度監事予定者は、次の各号を満たしていなければならない。
(1) 本会議所の理事経験者
(2) 次年度に正会員又は特別会員の資格を有する者

第八章 通知・報告・承認

(次年度役員の通知)

- 第42条 役員選考委員会は、本規程の定めるところによって次年度役員の氏名を速やかに正会員に通知しなければならない。

(次年度役員の報告・承認)

- 第43条 役員選考委員会委員長は、本規程の定めるところによって次年度役員の名簿を作成して当該年度中に開催される総会に提出し、次年度役員を改めて報告するとともに、役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならぬ。

第九章 役員の補充選任

(役員の補充選任)

- 第44条 任期中役員に欠員が生じたときは、次の通り決定する。
- (1) 理事長
副理事長の中より正副理事長会議において推薦し、理事会の承認を受ける
- (2) 副理事長
理事の中より理事長が指名し、理事会の承認を受ける。但し、欠員の補充可否は理事長が決定する
- (3) 専務理事
副理事長に準ずる
- (4) 理事
理事の資格を有する正会員の中より正副理事長会議において推薦し、理事会の承認を受ける
- (5) 監事
監事の資格を有する正会員の中より正副理事長会議において推薦し、理事会の承認を受ける
- 2 前項 4号及び5号において推薦若しくは指名された者は、総会において承認を受け決定する。

平成25年10月1日 制定
令和7年8月9日 改定

【出席規程】

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、本会議所の正会員の出席義務等について定める。

(例会開催数)

第2条 当該年度の例会開催数については、理事会の承認を得なければならない。

第二章 出席

(出席義務)

第3条 正会員は、総会、例会及び委員会に出席の義務を有する。

- 2 やむを得ない理由により欠席、遅刻並びに早退する場合は、あらかじめ総務を担当する委員会に届け出なければならない。
- 3 例会の出席率は年間60%以上としなければならない。
- 4 例会に連続4回以上欠席してはならない。

(出席勧告)

第4条 例会の出席率が30%に満たないとき及び欠席が連続3回に及んだ正会員に対し、理事長は文書をもって勧告しなければならない。

(出席の服装)

第5条 正会員は、原則として総会及び例会の出席に際しては背広、ネクタイ、JCバッジ並びに革靴を着用しなければならない。但し、6月、7月、8月、9月はクールビズ・スタイルでもよい。

- 2 前項のほか、和服を着用することができる。但し、羽織を着用しなければならない。

(出席補填)

第6条 正会員は次の会合に出席した場合、その年度初めから当日までの例会に1回出席したものとする。

- (1) JCI世界会議及びアジア会議
 - (2) 全国大会、各地区大会、各ブロック大会
 - (3) 日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会が公式に認めた会合
 - (4) その他理事会が認めた会合
- 2 次の会合に出席した場合、前回又は1ヶ月前の例会に出席したものとみなす。
 - (1) 各地青年会議所の認承証伝達式及び記念式典
 - (2) 京丹後青年会議所の会合及び事業で理事会が認めたもの
 - (3) 各地青年会議所の例会に出席した場合
 - (4) その他理事会が認めた会合
 - 3 出席の補填率はその年度中の例会回数の50%を超えないものとする。

(出席代替)

第7条 青年会議所関係の公務又は冠婚葬祭のためやむを得ず出席できない場合、事前に事務局に届け出をした場合にのみ出席したものとみなす。

(出席免除)

- 第8条 海外出張、長期療養等、やむを得ない理由によって出席義務を履行できない場合はその旨（休会届）を理事長に書面で提出し、理事会で承認された場合に限り、その期間中の出席義務を免除する。但し、休会届を理事長宛に提出し受理された日より休会扱いとする。
- 2 第8条1項に該当する者は、委員会配属並びに構成員から除外する。

(出席の確認)

- 第9条 正会員の総会及び例会の出席の確認は総務を担当する委員会が行う。
- 2 総務を担当する委員会は、例会等の出席簿を整備し、正会員の出席状況を確認できるようにしなければならない。
- 3 第6条2項2号に該当する会合及び事業を担当する委員長は、その会合及び事業に出席した会員名について総務を担当する委員会に報告しなければならない。

平成25年10月1日 制定
平成29年4月12日 改定

【庶務規程】

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、事務局、会計経理、慶弔及び旅費について定める。

第二章 事務局

(任務)

第2条 事務局は、諸事の連絡業務、文書の処理と管理、備品の管理及び記録保存を基本的任務とする。

(文書等の保存)

第3条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い、文書を整理保存しなければならない。

- | | |
|--|-------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規程 | 永久保存 |
| (2) 総会並びに理事会の議事録 | " |
| (3) 事業報告 | " |
| (4) 行政庁より受信した書類 | " |
| (5) 会員名簿 | " |
| (6) 本会議所の新聞 | " |
| (7) 各委員会別議事録及び資料 | 5年間保存 |
| (8) 例会記録及び出席簿 | " |
| (9) 事務局日誌 | 3年間保存 |
| (10) 日本青年会議所、他青年会議所、
機関誌及びパンフレット等関係書類 | 1年間保存 |
| (11) 受信発信簿 | " |
| (12) 会計諸帳簿 | 別に定める |
| (13) その他重要とみなされる文書 | 1年間保存 |

第三章 慶弔

(慶弔)

第4条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 結婚

正会員の結婚の場合は、10,000円

(2) 死亡

①正会員の場合は、30,000円及び供花一対若しくは供花料

②正会員の配偶者の場合は、10,000円及び供花一対若しくは供花料

③正会員の両親及び子供の場合は、5,000円及び供花一対若しくは供花料

(3) 見舞金

正会員の病気、傷害、災害の場合は、最高5,000円を限度として理事長がこれを定め、理事会へ報告する。

(4) その他準会員、特別会員及び事務局員等の慶弔の場合は、正副理事長及び専務理事がこれを定め理事会へ報告する。

(慶弔の届け出)

第5条 会員の慶弔は、会員自身が専務理事又は事務局長に速やかに届け出なければならぬ。

第四章 旅費

(事務局員の旅費)

第6条 理事長が命じた事務局員の公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

- (1) 目的地までの往復普通料金相当額。但し、用務の都合により特別急行料金を加算する
- (2) 宿泊料は、実費相当額とする

(会員の旅費)

第7条 会員が本会議所を代表して出張を行う場合は、理事会の議を経て旅費を支給することができる。

平成25年10月1日 制定

平成27年10月15日 改定

【褒賞規程】

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、青年会議所運動の高揚を図るためにその運動に顕著な功績のあった委員会並びに正会員に褒賞を行う事項について定める。

(褒賞の対象期間及び種類)

第2条 褒賞は1月1日から12月31日の1ヶ年間の業績に対して行うものとする。但し、必要に応じてその前の時期も考慮される。なお、その種類とは次の通りとする。

(1) 優秀委員会賞

優秀な業績を示した委員会に授与するものとし、最優秀委員会1以内、優秀委員会2以内とする。

(2) 優秀会員賞

青年会議所活動に最も顕著な功績のあった会員に授与するものとし、最優秀会員1以内、優秀会員2以内とする。

(3) 最優秀新人会員賞

新人会員で優秀な業績のあった正会員に授与するものとする。

(4) 出席優秀賞

当該年度における例会出席率100%の正会員に授与するものとする。

(5) 特別功労賞

本会議所役員を通算5ヶ年、10ヶ年及び15年間勤めた正会員に表彰するものとする。

(6) その他特別褒賞

青年会議所で、特に功績のあった会員に授与するものとする。

(推薦の方法)

第3条 褒賞の推薦は次の通りとする。

(1) 優秀委員会賞の推薦は担当副理事長が行う

(2) 優秀会員賞並びに優秀新人会員賞の推薦は、各委員長及び専務理事が行う

(3) 出席優秀賞並びに特別功労賞の推薦は、専務理事が行う

(4) その他特別褒賞の推薦は、副理事長及び専務理事が行う

(選考方法)

第4条 褒賞の該当者を正副理事長会議に提案し、正副理事長会議で決定する。

(褒賞)

第5条 褒賞は原則として12月例会で理事長が行う。

平成25年10月1日 制定

【基金運用規程】

第一章 総則

(定義)

第1条 一般社団法人京丹後青年会議所基金（以下基金と称す）とは入会金、寄付金、その他必要により積み立てたものをいう。

(目的及び種類)

第2条 基金の種類は、次の通りである。

(1) 基本金及び基本基金

本会議所の恒久的運営のための財政的基礎の確立のため

(2) 特別基金

第1項のほか、具体的に明示された特別の目的のため

第二章 運用

(運用)

第3条 基本金及び基本基金の運用は、総会の決定によるものとする。但し、特別基金においては、その性格上運用は理事会の決定とし、その結果は理事長が総会に報告する。

(使用)

第4条 基金は、次の各号に掲げる場合及び基金から生じる果実を除いて、第2条に定められた目的以外に使ってはならない。

(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該総不足額をうめるための財源に充てるとき

(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき

(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき

平成25年10月1日 制定

【会計処理規程】

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、本会議所の収支の状況、財産の状態を明らかにし、明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会議所の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本会議所の会計は法令、定款及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

(会計年度)

第5条 本会議所の会計年度は定款に定める事業年度に従い、毎年1月1日より12月31日とする。

第二章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本会議所の一切の取引は別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第7条 会計帳簿は次の通りとする。

(1) 主要簿

①仕訳帳

②総勘定元帳

(2) 補助簿

①現金出納帳

②預金出納帳

③収支予算の管理に必要な帳簿

④基金財産台帳

⑤特定資産台帳

⑥会費台帳

⑦指定正味財産台帳

⑧基金台帳

(会計責任者)

第8条 会計責任者は専務理事とする。

(帳簿書類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次の通りとする。

(1) 予算決算書類・・・・・・永久

(2) 会計帳簿、伝票・・・・10年

(3) 証拠書類・・・・・ 10年

(4) その他の会計書類・・・ 10年

- 2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受け行うものとする。

第三章 予算

(目的)

- 第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金の調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

- 第11条 本会議所の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て理事長が定める。

(予算の執行者)

- 第12条 予算の執行者は理事長とし、やむを得ない場合には会計責任者がこれを行い、予算執行後直ちに理事長に報告するものとする。

- 2 各委員会の委員長は、単位事業が終了したときには遅滞なく計画書、証憑及び会計書類を揃えて、会計責任者の承認を得て理事長に提出しなければならない。

(予備費の計上)

- 第13条 予測し難い支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

- 第14条 予算の執行に当たり、理事長が特に必要と認めたときは、科目相互間において、資金を流用することができる。

(予備費の使用)

- 第15条 予備費を支出する必要のあるときは、理事会の承認を得て、これを行う。

(予算の補正)

- 第16条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第四章 出納

(金銭の範囲)

- 第17条 本規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、隨時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

- 第18条 金銭の収納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭出納)

- 第19条 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

- 2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。
3 支払いは、原則として毎月20日締め切り翌月10日定時払いとしその支払い方法は、銀行振り込みによるものとする。但し、少額支払いは現金によることができる。

4 預金証書等は所定の金庫に保管し、又は金融機関に保護預かりしなければならない。

(預金及び公印管理)

第20条 預金の名義人は理事長とする。

2 出納に使用する印鑑は会計責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは理事長の承認を得なければならない。

(手許現金)

第21条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

(残高照合)

第22条 出納責任者は、現金残高を毎月出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、月に1回残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第五章 固定資産

(定義)

第23条 固定資産とは、耐用年数が1年以上で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価格)

第24条 固定資産の取得価額は、次による。

(1) 購入にかかるものは、その購入価額及びその付帯費用

(2) 建設にかかるものは、その建設に要した費用

(3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額

(4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険をつけなければならない。

第六章 物品

(定義)

第27条 物品とは、取得価格10万円未満の有形固定資産をいう。

(物品の管理簿)

第28条 物品の管理のため台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第七章 決算

(計算書類等の作成)

第29条 理事長は、毎事業年度終了後に速やかに、次の計算書類等を作成し、監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のうち事業報告は、定時通常総会に提出し、報告しなければならない。

3 第1項の書類のうち貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）は、定時通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

(公益目的支出計画実施報告書の作成)

第30条 理事長は、毎事業年度終了後に速やかに、公益目的支出計画実施報告書を作成し、監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の書類は、定時通常総会に提出し、報告しなければならない。

3 本条は、行政庁（京都府）による公益目的支出計画実施の完了の確認をもって、その定めを終える。

(公益目的支出計画実施報告書等の提出)

第31条 理事長は、公益目的支出計画実施報告書及び計算書類等を、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に、行政庁（京都府）に提出しなければならない。

平成25年10月1日 制定

【献血友の会規程】

(目的)

第1条 輸血による各種障害を防止するとともに、会員の健康管理を促進しJCフレンドシップ及びメンバーシップの向上に寄与することを目的に、献血友の会を設置する。

(所在地)

第2条 献血友の会の事務局を一般社団法人京丹後青年会議所事務局内に置く。

(組織及び供血の範囲)

第3条 組織及び供血の範囲は、次の各号による。

- (1) 本会議所正会員をもって組織する
- (2) 当該職務は、総務を担当する委員会が実施し、同委員長を責任者とする
- (3) 供血の範囲を次の通り定める
 - ①正会員
 - ②正会員の両親及び兄弟
 - ③正会員の配偶者及び子供
 - ④その他理事長が特に認めた場合

(供血の受託)

第4条 正会員以外の受益者が本人の希望により供血を申し出たるときは、これを受諾することができる。

(活動)

第5条 献血友の会は、その目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 正会員は、定期的に必要な検査を受けるものとする。検査の時期及び方法は総務を担当する委員長が決定する
- (2) 事務局には、血液型、氏名、年齢、住所及び連絡方法等供血に必要な事項を記入した血液型名簿を備え付けることとする
- (3) 輸血の申し出により、総務を担当する委員長は血液型名簿により必要な人員を抽出して現場に急行するものとする
- (4) 供血を受けた者は、速やかに氏名、血液型、輸血場所及び輸血量等について総務を担当する委員長又は事務局のいずれかに急報すること
- (5) その他本会議所の活動に必要な事項を実施する

平成25年10月1日 制定

平成29年4月12日 改定

【災害時等の運営規程】

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京丹後青年会議所定款に基づき、防災意識の啓発と自然災害、大規模事故、その他住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は、生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下、「災害時等」という。）の運営等に関する細部について定める。

第二章 災害対策室

(災害対策室)

第2条 本会議所に一般社団法人京丹後青年会議所災害対策室（以下、「室」という。）を置く。

(構成)

第3条 室の代表者は当該年度理事長とし、専務理事はそれを補佐する。

(任期)

第4条 室の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(職務)

第5条 災害時等における迅速で広域的な協力をを行うために、本会議所エリア内の社会福祉協議会、自治体、各種団体、公益社団法人日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会との連携を図る。

2 京丹後JC災害時運営マニュアル（以下、「マニュアル」という。）及び京丹後JC災害対策本部組織図を毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得なければならない。

第三章 災害対策本部

(災害対策本部)

第6条 理事長は本会議所活動エリア内外で災害時等に、一般社団法人京丹後青年会議所災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置することができる。

2 理事長が前項を遂行することが困難な場合には、副理事長が代行してこれを行う。
3 本部が設置された場合には、その旨を理事会に報告しなければならない。

(名称)

第7条 本部は、西暦表示と具体的な命名をもち称する。

(構成)

第8条 本部は、本会議所の正会員をもって構成する。

(本部役員)

第9条 本部に、次の役員を置く。

(1) 本部長 1名

(2) 副本部長 2名以上

2 本部長は、当該年度理事長とする。但し、理事長の就任が困難な場合には、副理事長が暫定本部長としてその職務に当たる。

3 本部長は原則として、当該年度副理事長及び専務理事の中から副本部長を選任する。

(本部役員の任期)

第10条 本部役員の任期は、本部が解散するまでとする。

(本部役員の職務)

第11条 本部長は、本部を統括し、本会議所エリア内の社会福祉協議会、自治体、各種団体、公益社団法人日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会との連携を図る。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(アドバイザー)

第12条 本部に、運営を補佐するアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは原則として、当該年度監事及び直前理事長とする。

(事務局)

第13条 本部の事務局は、一般社団法人京丹後青年会議所事務局内に置く。

2 事務局員は、本部事務局員を兼任する。

3 事務局が役割を遂行することが困難な場合には、本部長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

(本部組織)

第14条 本部長は、本部に次のグループを組織する。

- (1) 情報集約グループ
- (2) 物的支援グループ
- (3) 人的支援グループ
- (4) 支援金グループ
- (5) その他本部長が必要と認めたグループ

2 前項のグループは、副本部長を責任者に、その活動を行うものとする。

(本部運営)

第15条 本部の運営は、マニュアルに準じて行う。

2 マニュアルに定めのない事項は、被災地の状況とニーズにあわせて適切な支援が行えるよう各関係諸団体と連携を図り、本部役員が協議の上、その運営に当たる。

(解散)

第16条 本部長は、副本部長と協議の上、目的達成と判断された場合、又は解散を必要とする場合に理事会の承認を得て本部を解散することができる。

附則

本規程は、災害時等における本部設立体制を維持する限り、存続するものとする。

平成26年9月12日制定